

相続のしくみ

財産上の権利義務を承継

寅年を迎えました。ことわざに、虎は死して皮を留め人は死して名を残すといいますが、法律的には、人が死亡すると相続が開始します（民法882条）。

相続とは、人が死亡した場合に死者と一定の親族関係に立つ者が死者の財産上の権利義務を包括的に受け継ぐという制度です。

したがって、相続が開始すると、承継される財産上の権利義務（相続財産）、承継する者（相続人）、承継する割合（相続分）が問題となります。

相続財産には、死亡した人（被相続人）の土地や家屋のような不動産、貴金属や自動車のような動産、預貯金などの積極財産だけでなく、借金や未払金のような債務も含まれます。

被相続人の財産法上の法律関係一切を継承するので、たとえば、被相続人が売主となって売買契約を締結し物件を引き渡さないうちに死亡したとすると、相続人は売主の地位を引き継ぎ、物件を引き渡す義務を負うことにもなります。ただし、例外として被相続人の一身に専属したものは承継しないこととされます（同896条ただし書）。

相続人の範囲についてみると、第一順位に子とその

代襲相続人、第二順位に直系尊属、第三順位に兄弟姉妹とその代襲相続人とされ、先順位の相続人があれば後順位の者は相続人になりません（同 887 条、889 条）。配偶者は常に相続人となり、子、直系尊属または兄弟姉妹の相続人がある場合はその者と同順位とされます（同 890 条）。

被相続人が死亡した時に胎児である者は、すでに生まれたものとみなされ相続権を認められます（同 886 条）。

代襲相続とは、被相続人の死亡以前に、相続人となるべき子、兄弟姉妹が死亡し、または廃除され、あるいは欠格事由により相続権を失った場合、その者の直系卑属（兄弟姉妹の場合はその子限り）がその者に代わって、その者が受けるはずであった相続分を相続することです。

相続人が共同で相続する場合の相続分は、被相続人の遺言による指定によって決められる指定相続分と、指定がない場合に民法の規定によって決まる法定相続分とがあります。

相続分については次回にご説明します。